

民生病院常任委員会

1. 会議に付した事件

- ・ 8月定例会付託案件の審査
- ・ 市政一般における本委員会の所管事項について
- ・ 閉会中継続審査の申出について

1. 開会及び閉会の日時

9月8日 午前 10時00分 開会

9月8日 午前 11時04分 閉会

1. 出席委員（6名）

委員長 山本善郎	副委員長 大楠匡子
委員 川辺一彦	委員 開田哲弘
委員 小西十四一	委員 境佐余子

1. 欠席委員（なし）

1. 説明のため出席した者の職・氏名

市長 夏野 修	副市長 齊藤 一夫
福祉市民 部長 村井 一仁	庄川 支所長 小西 喜之
福祉市民部 社会福祉課長 藤森 俊行	高齢介護課長 河西 晃子
健康センター所長 田村 仁志	市民課長 大西 立子
市民生活課長 小竹 義憲	病院長 河合 博志
病院 事務局長 堀池 純一	病院事務局次長 総務課長 嶋村 明
病院 管財課長 野崎 和司	病院 医事課長 三井 麻美

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	津 田 泰 二	議事調査課長 議事係長	石 黒 哲 康
主 幹 調査係長	吉 水 慎 一	議事係・調査主任	榮 朋 江

1. 会議の経過

午前10時00分 開会

(8月定例会付託案件の審査)

○山本委員長 ただいまから民生病院常任委員会を開会いたします。

本定例会において当委員会に付託されましたのは、議案4件であります。

これより、議案第46号 令和4年度砺波市一般会計補正予算（第4号）所管部分外3件について審査をいたします。

なお、議案に対する当局説明につきましては、議案説明会において説明を受けておりますので、付託案件に対する質疑から始めます。

それでは、発言される小西委員、どうぞ。

○小西委員 おはようございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、私からは5シーズンのインフルエンザ患者数に関する質問でございます。

5シーズンの患者数の報告の推移というところを見せていただいて感じるのは、2020年1月ぐらいから新型コロナウイルス感染症が始まっておりますが、これは県全体の数字でございますので、これに併せて砺波市の推移を大体想定すると、1月頃から一気にインフルエンザの数が減っているというのがよく分かります。

今回、小中学生に対する8割の数字ということで見込んでございます。これを見ますと、インフルエンザの予防接種は、令和2年には62.6%の中学生が、令和3年度にあつては、小学生で1回目、2回目を受けられた方が33%で、中学生の接種率が44%ということで、これを見ると明らかでございます。なおかつ、あまり接種していないけどインフルエンザになっていないというのもこれではっきり分かります。

そういった意味では、今年は8割という具合になっておりますが、その根拠について、何で8割になったのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○山本委員長 田村健康センター所長。

○田村健康センター所長 今ほどありましたインフルエンザの予防接種につきましては、令和3年度は感染者が大変少なかったということであります。

今回の予算の積算につきましては、過去2年間の接種の状況を見て設定いたしました。昨年度、令和3年度につきましては接種率がちょっと低かったんですが、これは10月初めからインフルエンザワクチンの供給量が少なかったということがありまして、少し参考にならないのかなということがあり、令和2年度の接種率は、小学生で70.4%が1回目の接種をしておられるということもありますので、今年度につきましては、7割以上の接種も見込まれるのではないかとということもあり、8割ということで予算を設定したところでございます。

以上でございます。

○山本委員長 小西委員。

○小西委員 ありがとうございます。

少ないより多いほうが確実に予防できるということで非常にいいことかなというふうに思いますが、この後の発言にもつながっていくんですが、そういった意味では、今年も8割ほど接種すれば多分インフルエンザはないだろうと想定されるんですが、そこら辺の状況についてはどのように予測されるのかお伺いしたいと思います。

○山本委員長 田村健康センター所長。

○田村健康センター所長 今年度の発生予想につきましては、調べましたところ、日本感染症学会というところから出ております提言によりますと、インフルエンザワクチンにつきましては、国内感染の流行が始まったのが、令和2年2月以降、2年間は新型コロナウイルス感染症の流行もあったということで、同時流行はなかったということになります。

これは、新型コロナウイルス感染症対策として、手指消毒とかマスクの着用、3密の回避、それから、人の交流の抑制などが要因ということで、効果的であったのではないかというふうに言われております。

そこで、今年度の発生予想につきましては、例年、日本を含む北半球のインフルエンザの流行を予測する上で、先に冬を迎える南半球のオーストラリアの流行状況を見て判断をしているということになります。それを見ますと、オーストラリアでも過去2年間は流行しなかったんですけれども、今年の4月からは例年を超える患者が発生している

状況が見て取れるということでもあります。

そういうこともありまして、今年度は日本でも流行するのではないかというふうな見解が出されているところでもあります。

また、海外からの入国制限等が緩和されることも一つの要因ということもありますし、過去2年間感染していなかったということで社会的なインフルエンザへの集団免疫ができていないということも少し影響して、今年度は流行するのではないかというふうに言われているところでございます。

以上であります。

○山本委員長 小西委員。

○小西委員 分かりました。

今年度は少し注意しないとということございまして、そういった意味では、小中学生8割というのもうなずけるところであります。

ただ、ちょっと心配するのは、先日の本会議の一般質問の中でもワクチンのことについて——これは新型コロナウイルス感染症ワクチンのことなんですが——妊婦さんとか高校3年生の方とか、そういった特殊な方についても接種してはどうかというような話もあったわけなんですが、これだけ今年、インフルエンザが心配だということであれば、特に出生率、子供の数、少子化という意味からいっても、妊婦さんのインフルエンザ感染に伴った子供への影響とか、高校3年生の方が就職したり、進学したりする際にインフルエンザにかかってできないということがかなり心配されるということで、市のほうでは、何百人、何千人いるわけでもないのに、そういったところへもワクチン接種を広げられてはいかかと思いますが、その点について伺います。

○山本委員長 田村健康センター所長。

○田村健康センター所長 助成の範囲を広げてはどうかということではありますが、今回小中学生を助成の対象とした理由といたしましては、症状から新型コロナウイルス感染症との見分けがつきにくいということで、医療機関の負担を軽減するというのが1つ。それから、インフルエンザワクチンでは、12歳以下の方については体に免疫をつくるのが弱いということで2回接種しなくてはいけないということもあります。そういったこともありまして、経済的な負担とか精神的な負担を軽減するというのが目的で今回助成することといたしまして、あわせて、義務教育である中学生までということで今回は助成を考えているところでもあります。

インフルエンザワクチンにつきましては、予防接種法上では任意接種というふうに定められておまして、新型コロナウイルス感染症のような定期接種ではありません。あくまで任意接種ということですので、今回はそれ以上公費として助成することは今のところ考えていないところでございます。

以上であります。

○山本委員長 小西委員。

○小西委員 仕方ありませんね、そこまで言われるとね。

ただ、そういったことも今後は考慮していただいて、特に少子化に向けての意識というのは高めていかなければいけないかなというふうに思いますので、今後はそういったような具合で考慮していただくようお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○山本委員長 大楠副委員長。

○大楠副委員長 それでは、同じく補正予算（第4号）の保健衛生費の新型コロナウイルス予防接種事業費についてお伺いたします。

4回目のワクチン接種、当初は医療従事者や介護や福祉施設の従事者は対象になっていませんでしたが、今回対象となり、予算がつけられています、現在の接種状況についてまずお伺いします。

○山本委員長 田村健康センター所長。

○田村健康センター所長 現在、4回目の接種状況につきましては、9月6日現在で1万3,255人の方が接種をしておられます。

接種対象者につきましては、分母がなかなかはかれないんですけれども、接種券の発行数で比べますと、74%ほどの方が接種を終えておられるということになっております。

以上であります。

○山本委員長 大楠副委員長。

○大楠副委員長 それで、この後、医療従事者、それから介護福祉施設の従事者などにも接種が進められていくと思うんですが、今後の体制についてお聞かせいただけたらと思います。

○山本委員長 田村健康センター所長。

○田村健康センター所長 現在、医療従事者等につきましても接種のほうはスタートしております。

医療従事者及び高齢者施設等に従事する方につきましては、接種券がありませんので、まずは接種券を申請していただくことになっております。接種券を持たれた方から、接種ができる医療機関であればそれぞれ自院のほうで接種を現在進めていただいております。できない医療機関とか高齢者施設等の従事者につきましては、それぞれコールセンター、またはウェブのほうで予約をしていただいで、60歳以上の方と同じような形で今は接種を受けていただいている状況であります。

対象者が増えたということもありますので、集団接種会場の日程を増やしておりますし、それから、ものがたり診療所のほうでサテライト会場も設置いたしまして対応しているところでございます。

以上であります。

○山本委員長 大楠副委員長。

○大楠副委員長 もう既に医療従事者にも接種が始まっているということではありますが、今聞きましたら、クーポンはなくて、申請していただいで接種されるということですので、とにかく申請された場合に本当にすぐ接種できるような体制で進めていただきたいと思っております。

そこで、あわせてですが、現在の感染者、子供とか10代、20代の感染が多くなっているという状況もありますが、2学期も始まっております。学校関係など、教育関係者の接種状況というのはどのようになっているのでしょうか。

○山本委員長 田村健康センター所長。

○田村健康センター所長 ただいまの御質問ですが、代表質問でもお答えいたしましたけれども、対象者につきましては予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律で規定されているところから、市独自で教育関係者とかということで拡大することはできませんで、今現在は、教育関係者につきましては4回目接種の対象外となっておりますので、接種はできないことになっております。

ただ、この後ですが、今出ておりますオミクロン株対応型ワクチンの接種につきましても国は考えておりますので、その方々につきましてはそちらの接種のほうで対応していくことになるというふうに思っております。

以上であります。

○山本委員長 大楠副委員長。

○大楠副委員長 やっぱり学校関係者の方にもぜひとも4回目のワクチン接種を受けて

いただけたらありがたいと思いますので、オミクロン株のワクチンに期待すればいいの
かもしれませんが、教育関係者にも接種ができますように、また県、国のほうにも要望
していただければと思います。

以上です。

○山本委員長 境委員。

○境委員 お願いします。

医療従事者、高齢者施設の従事者の方も接種の対象となったということなんですけれ
ども、ホームページを見ておりますと、接種予約ページということで、砺波市に住民票
がある方の接種券の発行については各医療機関や施設ごとに申請書に必要事項を記入と
いうふうに書かれておりました。

なるほどなと思ったんですけれども、市外の医療機関に勤務されていらっしゃる
砺波市に住民票のある方というのは、どこのどなたがこの4回目のワクチンの申請をす
るのでしょうか。

○山本委員長 田村健康センター所長。

○田村健康センター所長 医療従事者の接種券につきましては、基本的には本人が申請す
ることになっております。砺波市におきましては、市内の各医療機関で取りまとめをし
ていただいて、それぞれの市町村に申請をしていただければスムーズに接種券を発行で
きますということで御案内しております。

ただ、これはそれぞれの市町村によってやり方がちょっと変わっておりますので、そ
れぞれの市町村に所属する病院に対してどのようなアナウンスをしておられるかによっ
て接種券の申請方法は変わってくるのかなというふうに思っております。

以上であります。

○山本委員長 境委員。

○境委員 ありがとうございます。

実は、市内の医療関係の従事者の方から、4回目接種のやり方が非常に分かりにくく
て、やっぱり医療関係のほうにお勤めで日々忙しくて分からないので、もっと分かりや
すくなればなという声がありましたので、今回質問させていただきました。

以上です。

○山本委員長 議案第46号につきまして、ほかにありませんね。

じゃ、議案第47号に行きます。

開田委員。

○開田委員 私からは、議案第47号 令和4年度砺波市病院事業会計補正予算(第2号)、看護職員処遇改善手当の引上げについての質問をいたしたいと思います。

看護職員の処遇改善の第1段階として、本年2月から4,000円の上積み支給が行われております。これは、令和3年11月にコロナ克服・新時代開拓のための経済対策が発表され、看護、介護、保育等の公的価格の見直しと賃上げ措置の前倒し施行が決まったことによります。

今回、さらに8,000円の増額となり、昨年と比べると1万2,000円の増額となっております。

最初に、新型コロナウイルス感染症克服のための経済対策ということだと、新型コロナウイルス感染症が収束すればこの上積みとなった部分はなくなるのかとも考えてしまうところではありますが、1万2,000円の増額に至った経緯と、新型コロナウイルス感染症の収束とは関係なく継続されるものかをお聞かせください。

○山本委員長 嶋村病院総務課長。

○嶋村病院総務課長 まず、委員御発言のとおり、昨年11月にコロナ克服・新時代開拓のための経済対策が発表されているわけではありますが、その際、10月以降分についてはさらに8,000円を増額するというところで、都合、月額で1万2,000円、3%程度まで引き上げるということとなっております。その財源には、10月以降は診療報酬を充てるということになっておりました。詳細につきましては、国において継続審議をするものとされておりました。その後、今般10月以降分の増額の実施につきましては、厚生労働大臣の諮問機関であります中央社会保険医療協議会——通称中医協でございますが——このたび、10月1日付の診療報酬改定に新たに看護職員処遇改善評価料というものを新設いたしまして、そこで診療報酬改定に盛り込まれたということで、今回10月以降、さらに4,000円から8,000円を引き上げ1万2,000円とするというのが増額に至った経緯でございます。

また、これは新型コロナウイルス感染症収束後も継続されるのかということに関しましては、当初、この9月までは国の補助金を財源ということにしておりますが、国の補助を受ける際に10月以降も賃上げ効果を継続するということが条件になっておりますので、2月定例会においても特殊勤務手当を新たに新設させていただいたことでもありますので、新型コロナウイルス感染症収束後もこの手当につきましては継続するという

ことになっております。

以上であります。

○山本委員長 開田委員。

○開田委員 次に、市内には様々な医療機関がございます。今回の報酬アップというのは全ての医療機関の看護師さんも該当するのでしょうか。これは市立砺波総合病院以外のことにも関わるんですけれども、全体として、市内のほかの医療機関でもこういったことが該当することになるのでしょうか。

○山本委員長 嶋村病院総務課長。

○嶋村病院総務課長 この要件につきましては、増額支給対象は9月を終期とする補助事業、この制度と同様に、10月以降も救急医療管理加算という診療報酬上の加算措置がございますが、これに係る届出を行っている保険医療機関であって、かつ、救急車による搬送件数が年間200件以上であることを要件としておりますので、こういった医療機関に該当すれば対象になることになっております。そこで働く看護職員が対象になるということになります。

以上であります。

○山本委員長 開田委員。

○開田委員 市立砺波総合病院がその任を担っていて、ほかの医療機関には行かないという事で理解しました。

3つ目の質問になりますが、看護師さんにはパートなどの勤務形態の方もおられます。そのような方々も看護職員処遇改善手当の対象となり得ると考えてよろしいのでしょうか。

○山本委員長 嶋村病院総務課長。

○嶋村病院総務課長 今回対象になりますのは、申しあげましたように看護職員全員ということになりますが、正職員は当然でありますけれども、会計年度任用職員も対象となります。

御質問のパート、いわゆる短時間勤務の職員はどうかということに関しましては、契約時間に応じて、常勤換算で計算をいたしまして支給するという事になっております。

以上であります。

○山本委員長 開田委員。

○**開田委員** 勤務時間に合わせて改善されるということで理解しました。

最後の質問にします。

今回の看護職員処遇改善手当の対象、これはどれだけの人数で見積もっていますか。

○**山本委員長** 嶋村病院総務課長。

○**嶋村病院総務課長** 今回補正予算に上げさせていただいている人数につきましては、全体で実数は405人です。

先ほど言いましたように、計算上は常勤換算ということになりますので、常勤換算上は、細かいですが、402.297人という計算でもって計上させていただいております。

以上であります。

○**山本委員長** それでは、ほかに御意見等はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**山本委員長** ないようでありますので、付託案件に対する質疑を終結いたします。

これより付託案件を採決いたします。

ただいま議題となっております議案第46号、議案第47号、議案第50号及び議案第51号、以上4件を一括して採決いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**山本委員長** 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第46号 令和4年度砺波市一般会計補正予算（第4号）所管部分、議案第47号 令和4年度砺波市病院事業会計補正予算（第2号）、議案第50号 砺波市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例の一部改正について、議案第51号 砺波市印鑑条例の一部改正について、以上4件について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○**山本委員長** 挙手全員であります。よって、4件の付託案件は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、付託されました案件の審査を終了いたします。

（市政一般における本委員会の所管事項について）

○**山本委員長** 次に、その他といたしまして、市政一般における本委員会の所管事項につ

いて、質疑、御意見等はございませんか。

大楠副委員長。

○大楠副委員長 それでは、発熱外来のことについて少しお伺いさせていただきたいと思
います。

市立砺波総合病院には発熱外来というものが設けられておりまして、今、コロナ禍の
中で本当に大変重要な役割を果たしていると思っております。

そこで、新型コロナウイルス感染者数が砺波市においても急増している中で、発熱し
た場合の市民の対応として、市立砺波総合病院の発熱外来を受診するほかに市内の開業
医さんでも受診できるようになっていると思っておりますが、その状況についてまずお
聞かせいただきたいと思います。

○山本委員長 嶋村病院総務課長。

○嶋村病院総務課長 まず、発熱症状等、症状のある方につきましては、まずはかかりつ
け医等の地域で身近な医療機関に電話で御相談をいただくということで、相談された結
果、その医療機関で診療や検査ができないという場合は、かかりつけ医の先生の方か
ら診療・検査医療機関を案内することとなっております。

この診療・検査医療機関といいますのは、富山県のホームページでも公表されてお
りますけれども、受診・相談センター——厚生センターであります——や地域の医療機
関から紹介を受けた発熱患者さんであるとか、あるいは自院、自分のところのかかりつ
けの患者さんの診療・検査を行うため、県の指定を受けた医療機関——これを診療・検
査医療機関と言っております——こちらのほうを御案内いただくことになっておりま
す。そこで当院も公表されておりますので、診療・検査医療機関になっているわけあ
りますけれども、現状から申し上げまして、オミクロン株による感染の拡大がまだ収
まらない現状におきましては、多くの開業医さんが診療・検査医療機関の指定登録をさ
れておられます。登録されていない医療機関におきましても診療・検査が徐々に行われ
るようになってきているという状況でございます、ある程度はかかりつけ医の受診が
かなり可能な状況にはなってきているというふうに考えております。

以上であります。

○山本委員長 大楠副委員長。

○大楠副委員長 少し確認したいんですけれども、そうしましたら、市立砺波総合病院の
発熱外来にすぐに来られる方というのはおられないということですか。

○山本委員長 嶋村病院総務課長。

○嶋村病院総務課長 こちらのほうへ直接来られる患者さんも当然おられます。当院がかかりつけの方もおられますし、電話であらかじめ御相談いただいて、特にお盆、開業医さんがお休みのときなんかもございましたので、当院はその間もやっておりましたから、直接来られる患者さんは当然おられます。

以上です。

○山本委員長 大楠副委員長。

○大楠副委員長 ということは、直接発熱外来を受診される方もおられるし、また、市内の開業医さんで受診して、これは市立砺波総合病院の発熱外来に行きなさいと言われて来られる方もおられるという状況かなと思っておりますが、それでよろしいですか。

○山本委員長 嶋村病院総務課長。

○嶋村病院総務課長 そのとおりでございます。

○山本委員長 大楠副委員長。

○大楠副委員長 それで、やっぱり今回の夏、大変感染者数が増えた際には、市立砺波総合病院の発熱外来は大変受診者が多かったように思っております。

病院の入り口では、病院に入られる前に問診等が行われているということもあったからでしょうか、8月には病院の前に列ができていたりする状況も目にいたしておりましたが、どのように対応されていたわけでしょうか。

○山本委員長 嶋村病院総務課長。

○嶋村病院総務課長 大楠副委員長御指摘のとおり、8月のお盆時期、かなりの混雑状況があったわけでございますが、まずは発熱外来の診療・検査に至る流れについてちょっと御説明をさせていただきます。

正面入り口の風除室で一般受診の患者さんとの区分を行いまして、発熱等の症状のある方については、受付、問診をその場で行いまして、発熱外来のある本館北側にございます診療支援棟に誘導する流れとなっております。

8月は新型コロナウイルス感染症陽性者の急拡大と、あとはお盆の帰省による患者さんのさらなる増加、加えて、お盆期間中の開業医さんの休診等の状況を勘案しまして、正面入り口付近の混雑による患者さんの交錯を避けるために、15日から臨時的に正面入り口外に仮設テントを2張り設置しまして、受付、問診、待合を外で行いまして、また、診療・検査まで時間がかかる場合につきましては、申し訳ないのですが、車や御自

宅のほうで待っていただいたということになっております。その後に、御自分の番が来ましたら発熱外来のある診療支援センターのほうへ誘導する措置を取っております。

8月の最終週に入りまして発熱外来の受診者数も通常のレベルとなってきましたので、8月31日にテント等の設備一式は撤去しまして、9月1日からは従前の正面入り口の風除室内での対応ということで、そこで受付、問診を行って、診療支援センター発熱外来のほうへ誘導するという形に戻しました。

現時点では、受診者数も若干減少傾向でございまして、混乱もなく対処できているものと考えております。

以上であります。

○山本委員長 大楠副委員長。

○大楠副委員長 本当はたくさんの患者さんが来られて、病院は本当に大変だったと思っております。

そこで、最近は感染者数も減ってきているので風除室で賄えているというようなお話でしたが、今後も風除室での対応ということで進められるのでしょうか。

○山本委員長 嶋村病院総務課長。

○嶋村病院総務課長 これまでも、年末年始であるとか長期の連休におきましては、適宜臨時の対応は行っておりました。今後も必要に応じて、状況に合わせた対応策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○山本委員長 大楠副委員長。

○大楠副委員長 そこで、それだけの方がいらっしゃると、また駐車場の問題もあるのかなと思っております。発熱外来のほうにはそれなりの数の駐車場はあると思っておりますが、あそこは透析患者の方の専用駐車場にもなっていると思っております。

発熱外来に来られた方の駐車場の今後の確保等についてどのようにお考えでしょうか。

○山本委員長 嶋村病院総務課長。

○嶋村病院総務課長 委員御指摘のとおり、発熱外来のある診療支援棟周辺の駐車場につきましては、透析患者さんであるとか、リハビリの患者さんの優先使用としておりまして、そのため、発熱外来利用者専用としての限定的な使用はできない状況となっております。

このため、現状では道路を挟んだ東側の大駐車場、こちらを有効に使用することで対

応していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○山本委員長 よろしいですか。では、続きましてどうぞ。

○大楠副委員長 それでは続きまして、今度は健康センターにお伺いしたいんですけども、コロナ禍で昨年は少し収まっております乳幼児の感染症、例えば手足口病とかノロウイルスなどですが、今年は県内でも少しずつ増えているように聞いております。

その状況について、もし分かればお聞かせいただきたいと思います。

○山本委員長 田村健康センター所長。

○田村健康センター所長 御発言の感染症につきましては、富山県の感染症情報センターから出ております感染動向速報というものを確認いたしましたら、今年の1月から感染症で一番多く報告されているのがノロウイルスを含む感染性胃腸炎、その次に手足口病、次にRSウイルス感染症というふうになっております。

直近では手足口病が多くなっているということですが、極めて感染が拡大しているような状況ではないというふうに聞いております。

以上であります。

○山本委員長 大楠副委員長。

○大楠副委員長 県内でも少しずつ昨年よりも増えてきているという状況のようですが、砺波市ではまだほとんどないということだと思っておりますが、今後、冬に向けてやはり増えることも予想されます。

これらの感染症は症状も新型コロナウイルス感染症に似ているようで、保護者が対応に困られるということも聞いております。

健康センターとして何らかの情報提供をすることが必要ではないかと考えておりますが、今後の対応についてお聞かせください。

○山本委員長 田村健康センター所長。

○田村健康センター所長 今のところ直接的な問合せはございませんが、これから感染が拡大する可能性もございます。

風邪も含めまして、この感染症はすごく新型コロナウイルス感染症とも似ている、発熱もあるということで見分けがつかないということもあります。ということで、乳幼児の訪問とか健診の際には、機会を捉えて、新型コロナウイルス感染症対策で行っている感染対策を徹底するということがこれらの感染症にも効くということでもありますので、

その徹底をこれまでもお伝えしているところでありますが、これからも引き続き周知をしていきたいというふうに思っておりますし、また、症状に合わせて医療機関に受診をしていただく際には、新型コロナウイルス感染症もありますので、事前に連絡をしてから受診することも併せてお伝えをしていきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○山本委員長 川辺委員。

○川辺委員 それでは、私のほうからは新型コロナウイルス感染症ワクチンの5回目接種に対する準備状況について、田村健康センター所長にお伺いしたいと思います。

国では今、オミクロン株に効果があるという第5回目となるワクチン接種ということで、9月中から開始することになっていると思っておりますが、要は、砺波市における接種準備状況なんですけど、まず国が当初12歳からと言っておられながら途中で18歳になったり、最終的には12歳以上で、かつ、2回目の接種を受けた人以上という基準になっているということを確認したいんですが、まずそれからお願いします。

○山本委員長 田村健康センター所長。

○田村健康センター所長 9月2日に厚生労働省の厚生科学審議会のワクチン分科会がありまして、そこで今ほどのオミクロン株対応ワクチン接種についての審議がなされました。一昨日の6日に厚生労働省の全国の自治体への説明会があったところであります。

議論の中では二転三転していろんな意見があったそうですが、最終的には、ワクチン接種の初回接種——これは2回接種した方を言います——2回接種を完了した12歳以上の全ての住民に対して接種を行うということでありまして、最終的には12歳以上ということになったところでございます。

以上であります。

○山本委員長 川辺委員。

○川辺委員 そうですね。今現在は12歳以上の2回以上ということですね。

次に、思うことの一つとして、最近4回目を接種した方々は多分5か月を過ぎないと次の接種はできないことになっていることからすると、先ほどからも出ておりましたが、5歳から11歳までの方であったり、2回目または3回目までしか受けていらっしやらない方もいらっしやいますよね。先ほどあった教育関係者の方々などはまだ多分3回目ですよ。

2回目以降ですから、2回目以降が優先になるのかなと思ったりはするんですけど、その接種順番というものに対しては今どのようなお考えを持っていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○山本委員長 田村健康センター所長。

○田村健康センター所長 国からは、今回のオミクロン株対応ワクチン接種については、2回接種以降ですから、3回目の方もいらっしゃれば、4回目の方もいらっしゃれば、今4回目を打たれた方は今度5回目になるわけなんですけれども、まずは9月中旬以降にワクチンを全国に供給すると。その際、今4回目を打っている方の接種は、ワクチンを切り替えて、オミクロン株対応ワクチンで4回目をやってほしいとっております。4回目の対象者をまず最初にやってほしいと。4回目の対象者が接種する際に、ワクチンが間に合っていれば新しいワクチンを使ってほしいと。

○山本委員長 4回目ね。

○田村健康センター所長 4回目、はい。その方々は重症化リスクが高いといいますが、そういう方ですので、まずはそこからやってほしいと。

ある程度、一定の接種が終わった段階で、それ以外の若い方とか、今4回目の接種の対象でない方に対して接種券を発行して接種に入ってほしいというような形で言われておりますので、今現在は接種券を持っていない方へのワクチン接種券発行の準備を早急に進めているところであります。

以上であります。

○山本委員長 川辺委員。

○川辺委員 分かりました。

要は、4回目、重症化リスクの高い方ね。それは大切なことだと思いますし、あとは、やっぱり2回しか打っていない方になるのか、3回打った方になるのかということになってくるのだと思っております。よろしく申し上げます。

次に、接種会場、今までの関係だろうとは思いますが、医師や看護師、そして、それに関わるスタッフの確保ということなんですけど、今までどおりの流れで、これでまた5回目、新ワクチンの対応に入っていけるのか、医師や看護師の方々ももう3年目に入っていると思いますので、かなりお疲れになっている方もいらっしゃるんじゃないのかなと思ったりしますが、その確保状況、それから、会場の確保状況はどうつかんでいらっしゃるでしょうか。お願いします。

○山本委員長 田村健康センター所長。

○田村健康センター所長 今回の対象者が約4万人いらっしゃるということで、10月から開始するということになりますと、以前のような土日の集団接種、それから、個別接種も行っていただくということになります。

ちょうどインフルエンザの接種と時期が重なりました、特に開業医の先生方は大変忙しい状況もあります。

しかしながら、新型コロナワクチンの接種も大事ですので、医師会には個別接種のほうで10月からできるような体制をお願いしております。

また、集団接種につきましては、今、まなび交流館のほうでやっておりますので、施設のほうは確保いたしました。

土曜日、日曜日の集団接種の計画をしていかななくてはいけないんですが、医師会の先生方に出ていただくのと、市立砺波総合病院のほうにも医師の派遣をお願い——これから調整をしていかななくてはいけません——しながら、接種のほうを進めていくということでもあります。

また、予約を受け付けるコールセンターの職員につきましても、これまで9月末ということでありましたので、今更新の手続きをしておりますし、それから、集団接種会場での看護師、運営スタッフのほうも今現在それぞれお願いをして確保している、準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○山本委員長 川辺委員。

○川辺委員 そうですよ。当初の4万人規模ということになりますので、やはり大きい接種会場の確保は必要だと思います。

イオンのほうは今回は考えていらっしゃいませんか。

○山本委員長 田村健康センター所長。

○田村健康センター所長 イオンのほうは現在考えておりません。

○山本委員長 川辺委員。

○川辺委員 分かりました。

いずれにせよ、9月からではなくて、9月にワクチンが入ってきて10月からという思いなんです、今回の追加接種といいましょうか、5回目接種。その確認をもう一度。

○山本委員長 田村健康センター所長。

○田村健康センター所長 ただいまの御質問ですが、ワクチンのほうが今のところ9月19日の週から徐々に入ってくるということになっておりますが、量の関係とか、今の予約の状況、準備の状況、それから、ワクチンがそれぞれ混在するものですから、その先生方への周知の徹底、今回のオミクロン株対応ワクチンはまたやり方が少し違うということもありますので、そういうところも含めると、やはり10月に入らないと切替えは難しいのかなというふうなことを考えております。

以上であります。

○山本委員長 川辺委員。

○川辺委員 分かりました。本当にそこら辺の準備が大変だと思いますが、よろしく願いたいと思います。

最後になりますけれども、この新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は国民の努力義務というような言い方で今まで動いておりまして、決して強制するものではないと言いながらも、やはりワクチンを打つことによって社会全体が抑止力を発揮するというようになってきているんだと思っています。

しかし、2回目以降、接種されていない方もやっぱりいらっしやいまして、私も直接お聞きしたんですが、副反応、私は生まれてこの方、こういう大変な目に遭ったことがないというふうに言われる方もいらっしやったところなんですけれども、要は、そういう方々に少しでも打ちやすい環境というものをまたこれから考えてほしいと思うんですが、健康センターとしてはどういう思いがあるかお聞きしたいと思います。

○山本委員長 田村健康センター所長。

○田村健康センター所長 3回目の接種率を見ますと、今、60歳以上で86%、40代から50代で74%、39歳以下になりますと56%という状況になっております。やっぱり若い方が接種を受けていないという状況です。

これは、現在主流となっておりますオミクロン株は大半の方が重症化しないとか、無症状とかということもあり、また、若い方は特に接種すると副反応が多く出るということ、それからまた、学校とか仕事を休めないというのも一つの理由かなというふうに思っております。

ワクチン接種の重要性につきましては、国、県がテレビとか報道を通じてやっておりますが、なかなか伝わらないということもあります。

ワクチン接種については努力義務ということで、本人の意思で接種をするということ

で強制はできないということもありまして、なかなか難しいところではありますが、国、県には、さらに重要性といいますか、科学的知見も含めて、もっとアピールをしていたきたいなというふうに要望しているところでもありますし、市といたしましても、ホームページとかツイッターとかを通じて接種について促すとともに、まずは打てる体制を整えるということが市町村は大事なかなと思っておりますので、体制、打てる環境を整えて、周知をして、また、それでもということであれば、勸奨はがきの発送について検討していくことも必要かなというふうに思っているところでもあります。

以上であります。

○山本委員長 川辺委員。

○川辺委員 大変な中で、いかに接種率を高めていくかというようなことも大変な話だと思いますが、どうか御努力願いたいと思います。

最後の最後に、河合病院長、ひとつお願いします。

今も言いました、やはりこの副反応に対して対処できる薬はないというふうにはお聞きしているんですが、何とかこの方々の副反応を少しでも抑える方法ってないものなんでしょうか。お医者さんとして見解をお聞きしたいと思います。

○山本委員長 河合病院長。

○河合病院長 副反応、特にモデルナアームと呼ばれるような痛み、発熱ですけれども、特にウイルスに対する免疫、これは以前にもお話ししたことがあると思いますけれども、抗ウイルス薬であるインターフェロンというお薬はあるんですけれども、そういう抗ウイルス作用の発揮というのは、いろんなウイルスをやっつけるサイトカインという物質や免疫細胞を誘導することですので、必然的に発熱を伴う物質を誘導するということが作用そのものでもあるので、若い人ほど免疫が元気なので痛いし、熱も出る、私のような年寄りには4回打っても痛くもかゆくもないと。一度も熱も出ませんでしたし、コロナールをもらいましたけど、一度も使いませんでした。

ですので、副反応についてはもう解熱鎮痛薬を用いるしかないと思います。一部では、御高齢の方にはコロナール以外のいわゆる強力な解熱鎮痛薬は腎障害を起こすことがあるので、弱いアセトアミノフェン、コロナールを推奨しているんですけれども、若い方については強い鎮痛剤を使っても本当はいいんですけれども、それが使われていないので、そういう強力な解熱鎮痛薬を若い人には推奨することでワクチンを進めればいいのかとも思っています。

ただ、若い人ではワクチン接種率が低いですが、日本は全体としては必要なワクチンの接種率80%であると。全世界では63%ぐらいで、いわゆるG7先進国を見ても、アメリカ、イギリス、イタリア、フランスなどは70%を切っているぐらいですよ。日本より接種率が高いのは中国が90%と台湾が85%ぐらいなので、これはなかなか皆さん打っているんじゃないのかなと、そういうふうにポジティブにも評価しています。

先日の本会議で眼科検診が1割であるとか、あるいはがん検診が5割しか受けていないとか、私の専門の肝炎ウイルス検診も三、四割しか受けていないということもあって、皆さん、実際に病気になるまでは、病気になったことがないからと言って受けませんので、なかなか難しいところでもあると思います。

あと、ネット、アマゾンでワクチンって調べると、ワクチンのわなとか、ワクチンをやめなさいとか、反科学、反医療本が非常に氾濫しているのも一つの問題であると思いますけれども、アマゾンからそういう本を削除せよという要望を出した学会もあるみたいですが、それは言論の自由に反するのでできないと言われたそうですので、非常に難しい問題だとは思いますが、ある程度進んではいると思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。河合病院長には、突然の質問、恐縮しております。

川辺委員。

○川辺委員 ありがとうございます。

確かに前にもそのようなことを聞いたような覚えがありました。

いずれにいたしましても、田村健康センター所長、やはり少しでも和らげるような思いを伝えてあげられれば良いなというようなところで、またよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○山本委員長 小西委員。

○小西委員 それでは、私のほうから、先日、砺波市の福祉健康大会があった中で、いきいき百歳体操の推進ということでちょっとお伺ひしたいと思います。

その中で、全国普及大使ということで柳 尚夫先生の講演がありました。私も聞かせていただいたんですが、砺波市の方は非常に真面目で、100か所にもなってまたよぼってくれる、こんなところなかなかないわと言って、砺波は一生懸命やっているという

ことで大変お褒めをいただいて、私も何となくちょっとむずがゆいなみたいな思いをしたところでございますが、ただ、その中で1つだけちょっと気になったのは、これからは85歳以上の方の参加が非常に重要なんだという言葉が私の脳裏に強く残ったんです。

そういう中で、現状、どれぐらいの年の人が活動しておられるのかということをお伺いしたいと思います。

○山本委員長 河西高齢介護課長。

○河西高齢介護課長 いきいき百歳体操につきましては、令和3年の外出自粛要請の期間解除後、順次再開されております。過日の福祉健康大会、議員の皆さんにもたくさん御参加いただきましたが、そちらのほうでも発表させていただきましたが、8月末現在で自主グループが93か所、福祉施設が11か所において実施しております。参加者はおよそ1,500名、砺波市の高齢者人口の約10%となっております。

ただ、参加者の年齢区分といたしましては、それこそ本当に60歳以上とか、実はもうちょっと若い方もいらっしゃるのですが、60歳、70歳、元気な方は本当に80歳、90歳、先日ちょっと鷹栖のいきいき百歳体操のほうに行かせていただきましたが、90歳の方で、来たちゃと言って、歩いてこられた方もいらっしゃいました。

コロナ禍での再開について、マスク着用や手指消毒の徹底、密にならない、換気など、感染防止対策を徹底して実施していただいております。

コロナ禍以前は、体操の後、女性の方も多いので茶話会を楽しんでいらっしゃいましたけど、そちらのほうも気をつけながら実施したり、自粛したりされています。

以上です。

○山本委員長 小西委員。

○小西委員 ありがとうございます。

私も中野のほうへちらっと顔を出したりいろいろしているんですけども、そんな中でも、特に私が思ったのにはどういふことがあるかといったら、中野の場合は公民館といますか、自治振興会館1か所でやっていたら、約20人ほど参加していらっしゃるんですが、大体70歳中心でやっています。そんなことを考えたときに、開催日は金曜日の1時からということになっていまして、毎週金曜日に集まってくるんですが、どうも80歳以降といったら、中野の場合は特に南北に細長いところで真ん中でやっているということになったときに、やっぱり非常に集まりにくいのかなというふうに思っています。そんな中であって、85歳以上の人の参加とい

うのはちょっと見当たっていませんということです。

これから先、85歳以上の人をどうやって集めていくかということについて、何か方策や考えていらっしゃるがあれば教えてください。

○山本委員長 河西高齢介護課長。

○河西高齢介護課長 私どものほうでいきいき百歳体操を各地域でさせていただいているんですけれども、確かに中野のほうは自治振興会館、公民館がやっていらっしゃる。多分大きい会場でたくさんの皆さんでやっていらっしゃるということなんです、一応いきいき百歳体操のほうは5名以上の人が集まればもうそれで1グループとして包括のほうは対応させていただいているので、今おっしゃったように、1地区に1か所で、確かに中野のように広いところというのは、足がないというか、車がないとなかなか集まらない状況ではあると思いますが、それこそ本当に1つの小さい1常会とか、2常会とか、それこそ班ごとでもいいんですけど、そこで5名以上でやりたいわとおっしゃっていただいて、かつ、椅子と、DVDを流さなくてはいけないので映像のほうの準備さえできれば、いつでもこちらのほうから支援に参りますので、逆にそういうお声かけとか、大きいところじゃなくて小さいところでもやれるよというお声かけなりをしていただくとうちに包括のほうは対応いたしますし、各地区の福祉の方のいきいきサロンというのがあるんですけど、ほかの地区はそちらの小さいグループでやっていらっしゃる場所もたくさんあります。

公民館に限らず、小さい地区の、本当に常会の公民館とか、あとお寺とか、そういった小さなところでも活動していたら、逆に今のこの状況ですと、小さいところでいただくほうが密にもなりませんし、顔の見える距離でお互いに情報交換も親しくしていただいているように思っております。

以上です。

○山本委員長 小西委員。

○小西委員 ありがとうございます。

中野の在所へ帰って、少しまたみんなに相談してみたいと思います。

先日、こんながをやりやどうやと聞いたら、世話するがなかなか大変でねというようなお話がちょっとありましたので、高齢介護課のほうからお手伝いに来ますという強いお言葉もありましたので、来てくれるそうやとまた伝えたいと思います。

それで、これは私の提案なんですけれども、この10月から「チョイソコ」の運転が

始まります。中野にもその運行エリアは拡大になるわけなんですけど、これらを使ったような方法をいきいき百歳体操等を生かしながら、先日の山田順子議員の一般質問の中で、福祉市民部長のほうから日曜日であるとか夜であるとか、そういったところも開催を考えながらちょっとずつ開催できるようにしていきたいというような話もありましたけど、そういった中にもう一つ、「チョイソコ」もうまく使いながら、例えば中野の場合は13時からということをやっていますけれども、午前中の11時ぐらいからやって、お昼にちょっと間を挟んで1時、2時ぐらいまでやって、3時の便で帰るみたいなこともやれば少しは「チョイソコ」の利用も兼ねられるのかなと思って、そういうことも考えられたらいいのかなというふうに思います。私の要望です。よろしく願いいたしたいと思っています。

○山本委員長 河西高齢介護課長。

○河西高齢介護課長 「チョイソコ」の運行と、「チョイソコ」が止まってくれる場所というのが決められていると聞いておりますので、そちらのほうとうまく組み合わせた形で、多分迎えとか帰りの時間は「チョイソコ」は予約のはずなので、おっしゃられたように、例えば会が始まる時間に合わせて来ていただいて、帰りも終わる時間で事前に予約して帰っていただくということは、場所によりますけど、可能ではないかと思っておりますので、ぜひ中野のほうも、特に考えていただいているのであれば、10月以降うまく活用できるようになればいいなと思っております。

以上です。

○山本委員長 ほかに質疑、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 ないようでございますので、以上で市政一般における本委員会の所管事項についての質疑を終了いたします。

皆様、御苦労さまでございました。委員の皆様はもう少しお待ちください。

○山本委員長 それでは、お諮りいたします。本委員会の審査経過と結果報告の作成については、委員長に一任願いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 異議がないようでございますので、そのように決定させていただきます。

(閉会中継続審査の申出について)

○山本委員長 次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

本民生病院常任委員会の所管事項について、閉会中もなお継続して審査する必要がございますので、会議規則第111条の規定により申出することといたしたく、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議がないようでございますので、そのように決定させていただきます。

以上で民生病院常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前 11時04分 閉会

砺波市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

砺波市議会民生病院常任委員会

委員 長 山 本 善 郎